

# 安全データシート

METARIZER PRO

## 1. 製品及び会社情報

製品名 メタライザープロ  
会社名 有限会社メタライザーコーポレーション  
住所 東京都港区三田4丁目17番19号  
電話番号 03-3449-7550  
FAX番号 03-6450-4441

作成: 2015年12月2日

改定: 2022年7月10日

## 2. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物  
化学名または一般名 エンジン用金属表面修復剤(合成油及び金属表面修復触媒)  
成分及び含有量 化学合成油 (ポリアルファオレフィン) 98.9質量%  
金属表面修復触媒 (ケイ酸化合物) 1.1質量%  
化学式又は構造式 混合物につき特定できない。  
官報公示整理番号(化審法、安衛法) 構成物質はすべて既存化学物質であるが、営業秘密であり非公開。  
危険有害成分  
化学物質管理促進法 非該当  
労働安全衛生法 非該当  
毒物劇物取締法 非該当  
国連分類及び国連番号 非該当

## 3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性  
有害性 有害性は極めて低い  
環境影響 現在のところ有用な情報無し。  
物理的及び化学的危険性 可燃性があるので火気に注意する。  
主な徴候 現在のところ有用な情報無し。  
分類の名称(分類基準は日本方式) 分類基準に該当しない。

## 4. 応急処置

吸入した場合 新鮮な空気の場所に移す。身体を毛布などで被い、保温して安静に保つ。必要に応じて医師の診断を受ける。  
皮膚に付着した場合 汚染された衣服・靴などを速やかに脱ぎ、大量の水又は微温水と石鹼で、付着した部分を洗い流す。また、水泡、痛みなどの症状が出た場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。  
眼に入った場合 清浄な水で最低15分間洗眼した後、直ちに眼科医の診断を受ける。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。  
飲み込んだ場合 口の中を洗浄し、直ちに医師の手当てを受ける。吐かせるとかえって肺への吸引等の危険が増すので、無理に吐かせてはならない。  
最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報  
飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。  
目に入ると炎症を起こす可能性がある。  
皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。  
ミスト・蒸気を吸引すると気分が悪くなる可能性がある。

作成日

2022/7/10

## 5. 火災時の措置

消火剤 使ってはならない消火剤	粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、霧状の消火液などが有効である。冷却の目的で、霧状水は用いてよいが、消火に棒状の水を用いてはならない。火災を拡大して危険な場合がある。
特定の消火方法	消火作業は可能な限り風上から行なう。火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。初期の火災の際には、粉末消火剤、二酸化炭素消火剤を用いる。大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
消火を行なう者の保護	消火の際には風上から行ない、必ず保護具を着用する。燃焼または高温により有毒なガス(一酸化炭素等)が発生する可能性があるため、呼吸用保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	除去作業の際には、必ず適切な保護具を着用する。大量の場合、漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして、関係者以外の立入りを禁止する。
環境に対する注意事項	流出して製品が河川・下水道等に排出され、環境に影響を起こさないように注意する。
除去方法	流出源を遮断し、漏れを止める。少量の場合には、土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、そのあとを完全にウエス等で拭き取る。大量の場合には、漏洩した液を土砂などで流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収し、河川・下水道等に排出されないように注意する。海上の場合はオイルフェンスを展開し拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
二次災害の防止法	事故の未然及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。周囲の着火源となるものを速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。 こぼれた場所は滑りやすいため注意する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 1. 取扱い技術的対策

取扱者の暴露防止	取扱いには適切な保護具を必ず着用し、直接の接触を避ける。大容量の容器から取り出す時はポンプ等を使用すること。細管を用いて口で吸い上げるようなこと(サイホン)はしてはならない。また、口の中に入れたり、飲んだりしてはならない。
火災・爆発の防止	火気に注意し、炎、花火又は高温体との接触を避ける。静電気対策を行ない、作業着、靴等も導電性の物を使用する。危険物が残存している機械設備等を修理又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行なう。電気機器等は防爆型(安全構造)の物を用いる。
その他の注意	常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。また、取扱いの都度、容器を必ず密栓する。油の抜き取りの部位が熱い時の抜き取りは、火傷の危険があるため、油の抜き取り部位が冷めてから油を抜き取ること。
注意事項	指定数量以上の量を取り扱う場合には、消防法で定められた基準を満たす製造所、貯蔵所、取扱所で行う。密閉された装置、機器、または局所排気装置を使用する。製品より発生する蒸気は空気より重く滞留しやすいので、みだりに蒸気を発散させないとともに作業場所の換気を十分に行う。

## 取扱い及び保管上の注意

安全取扱い注意事項 炎、花火又は高温体との接触を避ける。みだりに蒸気を発散させない。静電気対策を行ない、作業着、靴等も導電性の物を使用する。電気機器当は防爆型(安全構造)の物を用いる。空容器に圧力をかけてはならない。圧力をかけると破裂することがある。容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断してはならない。爆発を伴って残留物が爆発することがある。

### 2. 保管

適切な保管条件 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。保管の際には危険物の表示を行なう。

熱、スパーク、火災及び静電気蓄積を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させない。

保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

適切な容器梱包材料 「危険物の規制に関する規制別表第3の2」に該当する容器を使用する。容器は、「危険物の規制に関する技術上の細目を定める公示題68条の5」に定める容器試験基準に適合していることを自主的に確認すること。

## 8. 暴露防止措置

設備対策 ミスト・蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。取扱い場所の近辺に、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

### 許容濃度

管理濃度 規定無し（作業環境評価基準:労働省告示第28号、平成7.3.27）

許容濃度 日本産業衛生学会(2004年度版) 記載無し (文献3)

ACGIH(2004年度版) 記載無し (文献4)

### 保護具

呼吸用保護具 ミスト・蒸気が発生する場合、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。密閉された場所では、送気マスクを着用する。

保護眼鏡 飛沫が飛ぶ場合には、普通型眼鏡を着用する。

保護手袋 長期間又は繰り返し接触する場合には、耐油性のものを着用する。

保護衣 耐油性の長袖作業衣、安全靴等を着用する。

### 適切な衛生対策

濡れた衣服は脱ぎ、完全に正常にしてから再使用する。

作業中は飲食、喫煙をしない。

休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ちこんではならない。

## 9. 物理化学的性質

### 物理的状态

外観・形状 液体中に、緑茶色の珪酸化合物が固形物として浮遊あるいは沈殿。

色 無色

臭い 臭気なし。

pH 該当しない。

### 物理的な状態が変化する特定の温度

沸点 404℃

融点 現在までのところ有用な情報無し。

流動点 -63℃以下

引火点 235℃以上(COC)

爆発特性 現在までのところ有用な情報無し。

粘度 45.8cSt (40℃)

密度 0.832g/cm<sup>3</sup> (15℃)

蒸気圧 0.1KPa (20℃)

溶解性 水に対する溶解度:不溶<0.1%

可燃性 あり

発火性 自然発火性及び水との反応性:無し

酸化性 無し

## 10. 安定性及び反応性

安定性	常温・常圧で安定
反応性	強酸化剤と接触すると反応する可能性がある。
避けるべき条件	強酸化剤との接触を避ける。
危険有害な分解生成物	燃焼等により一酸化炭素が発生する可能性がある。

## 11. 有害性情報(人についての症例、症学的情報を含む)

急性毒性	現在までのところ有用な情報無し。
合成油及び添加剤 局所効果	皮膚や目、粘膜に対し、長期又は繰り返し接触する場合には刺激性がある恐れがある。
感作性	現在までのところ有用な情報無し。
慢性毒性・長期毒性	現在までのところ有用な情報無し。
発がん性	現在までのところ有用な情報無し。
合成油及び添加剤 変異原性	現在までのところ有用な情報無し。
生殖毒性	現在までのところ有用な情報無し。
催奇形性	現在までのところ有用な情報無し。
その他	飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 眼に入ると炎症を起こす可能性がある。 ミスト・蒸気を吸入すると気分が悪くなることもある。

## 12. 環境影響情報

移動性	物理化学的性質からみて、大気、水系、土壌環境に移動しうる。
残留性/分解性	現在までのところ有用な情報無し。
生体蓄積性	現在までのところ有用な情報無し。
生体毒性	現在までのところ有用な情報無し。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	事業者は残余廃棄物を自ら処理するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合には、そこに委託して処理する。残余廃棄物は産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制されているので、そのまま埋め立てたり、投棄してはならない。
汚染容器・包装	内容物を完全に除去した後に、残余廃棄物と同様に産業廃棄物として処理する。
焼却する場合	安全な場所で、かつ、燃焼及び爆発のよって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつける。 その燃えがらについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

## 14. 輸送上の注意

国連分類	国連の定義による危険物に該当しない。
国連番号	国連の定義による危険物に該当しない。
国内規制 陸上輸送 容器	「危険物の規制に関する規制別表第3の2」に該当する容器を使用する。 容器は「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示第68条の5」に定める容器試験基準に適合していることを自主的に確認すること。
容器表示	1. 第四石油類、危険等級Ⅲ、潤滑油 2. 数量 3. 火気厳禁

## 輸送上の注意

積載方法	容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。またこの際当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。 第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスと混載しない。
道路法	道路法による危険物には該当しない。
海上輸送	船舶安全法による危険物には該当しない。
航空輸送	航空法による危険物には該当しない。
輸送の特定の安全対策及び条件	輸送前に容器の破損、腐食、漏れのない事確かめる。 転倒、落下、損傷の無いように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。 該当法規に従い、包装、容器、表示、輸送を行なう。 本品は、可燃性液体なので「火気厳禁」。

## 15. 適用法令

消防法	第四類第四石油類(消防法上は非危険物)
化学物質管理促進法	非該当
労働安全衛生法	非該当
毒物・劇物取締法	非該当
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物規制(拡散、流失の禁止)
水質汚濁防止法	油分排出規制(5mg/L 許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される
海洋汚染防止法	油分排出規制(原則禁止)
下水道法	鉱物油排出規制(5mg/L)
道路法	危険物に該当しない
船舶安全法、危険物船舶運送及び貯蔵規制	危険物に該当しない
航空法	危険物に該当しない

## 16. その他情報

### 引用文献

1. ANSI Z 129. 1-1994 American National Standards Institute. (米国規格協会)
2. 絵で見る中毒110番(保健同人社)
3. 許容濃度の勧告(1998)日本産業衛生学会 産業医学 38巻(P. 172-183)
4. Threshold limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(1998)
5. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
6. EC委員会指令 「67/548/EEC」の付属書 I「危険な物質リスト」
7. 製品安全データシートの作成指針(改定版)(日本化学工業会)

### 記載内容の取扱い

記述内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性についてはいかなる保証をなすものではありません。  
また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改正されることがあります。本製品安全データシートは、本製品の通常の取扱いを対象とし、安全な取扱いを確保するための参考情報として取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。